

保護者の皆様へ

国立市子ども家庭部長 松葉 篤  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症流行下における保育園、認定こども園の運営について  
(令和4年度第1報)

日頃より当市の保育・幼児教育行政にご理解、ご協力を賜り深く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、第6波のピークは越えたものの、東京都内の新規感染者数がいまだ、高い水準で推移しており、次の流行も懸念されているところです。

また、国立市内においても、保育園等の休園数はピーク時と比較すると減ってはいるものの、継続して園児や職員の陽性が確認されており、休園する園が発生している状況です。

この状況を受け、国立市といたしましては、感染拡大予防の観点から、以下及び別紙の対応、お願いを継続して実施しておりますので、改めてお知らせいたします。また、新入園児の保護者の方におかれましては、内容をよくご確認の上、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 市内保育関係施設等においては、園医の先生をはじめとして、国立市医師会とも連携の上で感染症対策を十分に行いながら保育を行っております。しかしながら、保育園、認定こども園は、いわゆる3密の状況が発生しやすい環境であり、第6波の間は、非常に多くの園で園児の陽性が確認され、臨時休園するケースが見受けられました。このような状況から、当面の間、可能な範囲で、家庭保育のご協力をお願いいたします。

例えば育児休業中の方については登園日数を減らしていただいたり、在宅勤務の方については預ける時間を短縮していただいたり、と、少しのご協力でも感染リスク、濃厚接触者となるリスクを下げることができます。

2. 次の場合は必ず速やかに園にご報告をお願いいたします。

- (1) 園児または同居のご家族が新型コロナウイルス感染症に関する検査(PCR検査、抗原検査)を受けることとなった場合。
- (2) 園児または同居のご家族が新型コロナウイルス感染症に感染していることが判明した場合。
- (3) 園児または同居のご家族が濃厚接触者となった場合。

3. 園児または同居のご家族に発熱・咳等の症状がある場合は登園をお控え下さい。現時点では、新型コロナウイルス感染症発症の2日前からが園内での濃厚接触の判定期間とされているため、ご家族に体調不良がある場合など、早めに登園を控えていただくことにより、周りの園児が濃厚接触者とならず、休園を避けることができます。

4. 園児が濃厚接触者に特定された場合、自宅待機期間中（原則として、陽性者との最終接触日を0日目と数えて7日間）は保育園、認定こども園をご利用いただけません。
5. 園児または同居のご家族の症状改善後等の園児の登園や保護者の送迎にあたっては、園に事前にご相談いただくとともに、必ず保健所又はPCR検査等を受けた医療機関の指示に従って下さい。
6. 感染者数が高い水準となっている場合、保健所においては、原則として濃厚接触者の特定が行われません。国立市では園で陽性者が確認された場合、園医の先生のご協力もいただきながら速やかに濃厚接触者の確認を進めることとしておりますが、濃厚接触者の判定が遅れることにより、休園の期間が延びる可能性もあります。その点、予めご了承下さい。
7. 小中学校等におきましては、同居家族が濃厚接触者となった場合の登校の基準が緩和され、家族全員に体調不良がなければ登校可とされましたが、保育園等については、陽性者が発生した場合の休園のリスクがあるため、小児科医の先生方との確認の結果、扱いを変更せず、引き続き、可能な限り登園を控えていただくこととしております。
8. 保育園等が休園となる状況が続いておりますが、保育園等が休園となり、仕事を休まなければならなくなった保護者に対するの支援として、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」の制度がございます。企業が労働者に有給休暇を取得させる制度を作った場合に企業に対して補助をする制度ですが、企業が制度を作らなかった場合は、保護者が直接支給申請をできる制度となっております。詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
9. 国立市では、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い園が休園した場合や家庭保育のお願いにご協力いただきお休みされた場合などについては、国の通知に基づき、保育料を日割り計算の上で減額する措置を継続しています。国のルールに基づき日割り計算をしているため、お休みの理由を問わず、また、土曜日のお休みの分も含め日割り減額をしております。  
今後、国立市内の感染状況などを鑑み、家庭保育のお願いを終了とする場合は、休園の場合を除いた保育料の日割り減額も終了となりますこと、予めご了承下さい。終了となる場合は、予め保護者に通知をさせていただきます。

問い合わせ先

国立市子ども家庭部児童青少年課保育・幼稚園係

TEL 042-576-2427

## ◎園関係者の感染状況に応じた基本的な対応

状態 対象者	陽性	濃厚接触者と判定	PCR検査・抗原検査 (※2)受検	同居家族が濃厚接触と判定又はPCR検査・抗原検査(※2)受検
園児	登園を控える 休園の場合あり※1	待機期間中は登園を控える	検査結果が出るまで登園を控える	可能な限り登園を控える
保護者	送迎を控える ※同居の場合、園児は登園を控える。	待機期間中は送迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限り登園を控える。	検査結果が出るまで送迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限り登園を控える。	送迎を控える ※同居の場合、園児は可能な限り登園を控える。
職員	出勤を控える 休園の場合あり※1	待機期間中は出勤を控える	検査結果が出るまで出勤を控える	出勤を控える

園児や保護者が上記の状態に該当した場合は、速やかに園にご報告をお願いいたします。また、上記の表では原則の対応を示しておりますが、表のいずれの場合も、園児の登園や保護者の送迎にあたっては、園に事前にご相談いただくとともに、必ず保健所、PCR検査等を受けた医療機関の指示に従って下さい。

- ※1 園児または職員が陽性の場合、感染拡大防止の観点から、原則、園内全保護者への情報提供（クラス名）、市ホームページでの公表（園名は非公表、「園児」・「職員」の別のみ）を行います。
- ※2 この表中のPCR検査・抗原検査とは、感染の可能性があるため、保健所又は医療機関より検査の必要性があると認められ、PCR検査・抗原検査を受ける場合を指し、勤務先等で定期的に無症状者に対し実施されるものや旅行や入院等に備えたPCR検査・抗原検査は含まれません。
- ※3 上記の表によらず、同居のご家族の周囲で陽性者が判明した場合は、そのご家族が濃厚接触者と判定されていない場合でも、ご家族に発熱や呼吸器系の症状がある場合には可能な限りお子様の登園をお控え下さい。

## ◎保育園・認定こども園登園等の注意事項（令和4年4月11日時点）

- ① 毎朝登園前にお子様やご家族の体温を計測し、お子様の検温結果、健康状態を園にお伝え下さい。発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は登園や送迎はできません。ただし、呼吸器症状等が感染性のものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。
- ② お子様やご家族に発熱等が認められた場合、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器系症状が改善傾向となるまでは、発熱したご本人の登園や送迎はできません。また、園児の同居のご家族に発熱がある場合や呼吸器系症状など、風邪症状がある場合は、可能な限り園児の登園をお控え下さい。
- ③ 登園後にお子様に発熱や呼吸器系症状等が見られる場合は、直ちに保護者の方に連絡しますので、速やかにお迎えをお願いいたします。
- ④ お子様や同居家族の方が陽性もしくは濃厚接触と判定された場合、またはPCR検査等を受けることとなった場合には、園に速やかにご連絡をいただくとともに登園はお控え下さい。
- ⑤ 基礎疾患をお持ちのお子様など、感染した場合のリスクが大きいお子様については、主治医に登園について必ずご相談の上、リスクがある場合については登園を控えていただくようお願いいたします。
- ⑥ 保護者の方が園に入る際はアルコール消毒液等での消毒を徹底し、マスクの着用をお願いいたします。また、園敷地内や周辺での保護者同士の長時間の会話など、密になる環境を作らないよう、ご協力をお願いいたします。
- ⑦ 園行事等については、感染拡大予防の観点から、内容の変更、延期または中止となる場合があります。

※上記取り扱いについては、今後の国・東京都等の方針により変更する場合があります。